

宗教法の変遷と今後の問題

中 濃 教 篤

ま え が き

昨年十月三十日に開催された第四回京浜宗務区教化研究会議で、「都市化現象と寺院」というテーマが掲げられ、分散会の討議題として、(一)寺院経営の問題について、(二)教化活動をどのように進めるか、の二点があげられた。その「寺院経営の問題について」の発題提議に戸田一誠師が、「宗教法人と公益事業」というこれまでの教化研究会議では余りに論ぜられなかった面にふれてきた。このことが極めて重要であることは、筆者がすでに二十年前に『宗教法による統制と弾圧』（中濃教篤・鈴木徹衆著）という小冊子を出版し、宗教者が宗教法に関心を向ける必要性について論じたことにも通じている。

ところで、さきの戸田師の提議では、「数年前、学校教育法第百二条の改正につき、私立幼稚園界に大混乱が起き、今以て混乱は収まりそうにない。私共は他岸の火事の如く傍観してきたが、この学校教育法を含む私学三法の改正は、単に幼稚園を設置している宗教法人の問題のみに止まらず、宗教法人全体の公共性と公益事業に於ける主体性の問題に拘ってくる。という点を我々は強く認識すべきである」（原文のママ）と述べ、また、一九五一年（昭和二十六）に成立した「宗教法人法」を審議した国会での委員質問とそれに答えた篠原政府委員の答弁を紹介し、当時における「政府の見解としては、宗教法人の行う公益事業は他のものに依らず、宗教法人立として行う事が望ましい事を示している。

さて、先に保育所の社会福祉法人化の行政指導強化が吹き荒れ、次いで収益事業種目の洗い直し、今また私学立法の改正による幼稚園の学法化（学校法人化）筆者が進行しつつある。一見、これらの流れと無関係にあるかの如きその他の宗教法人にとっても、実は宗教法人が本来具備しているところの公共性、収益性そのものをじわじわと侵蝕されているのだという点に、最も注目するべきであろう」（原文のママ）と結んでいる。参考のために、国会審議のひとつまを左に記して見よう。

高橋委員 病院とか、福祉事業など他の法律で以て規制を受け得るも、当然この宗教法人が経営主体になるという事があるのですが、その場合に他の法律があるものはそれに依拠してやった方が良いのじゃないか。こういうふうにも考えるのでありますけれども、事務当局としては、その辺宗教法人が依然として病院なり或いはその他の事業を法人の名において経営して行った方が良いとお考えになるか、又その宗教法人が経営を持続して行く場合には、なにかの法律による、つまり厚生省その他の関係の了解がこの点について得られて居るのかどうか。

篠原政府委員 只今の病院その他のいわゆる公益事業の経営の主体は宗教法人である事が望ましいかどうか。特に主務行政の上で、どういうふう理解するか、こういう御意見のように考えますが、勿論、社会事業、公益事業一般ですが、かゝる事業を或は社会事業或は児童福祉事業、或は生活保護法こういう面からその各法令の基準によつてなる場合においては、その方面からするところの保護恩典という面もござります。併しその主体は宗教法人であるか、或は特別な法人であるかという事は先程申しましたように法令では要請しておりませんので、従つて例えば財団法人でも結構でございましょうし、公益法人でも結構でござります。しかし、その主体性から申しますれば、宗教法人がかゝる向きの事業を営む場合に於きましては、宗教との関連性におきまして、又その内容の発展と申しますか、拡充の意味から申しますしても、宗教法人自体が名義人となり得る関係上、その宗教法人がその主体として営んだ方がよろしいのではないかと考えておる次第でございます。（昭和26・3・22日、第十回国会参議院文部委員会議事録）

この宗教法人法成立時における参議院での質疑応答に見られる政府側答弁が、現実的にはその後の二十数年間で後退し、宗教法人による公益事業についての権利がせめられる方向にあることは戸田師の指摘が正しい一面をもっていることをしめしている。また収益事業の面でもそうした面があらわれていることも事実である。同時に、宗教法人そのものに対しても、さまざまな権利縮少の動きがないわけではない。美濃部都政になる何年前、東京都が寺院の庫裡を住職個人の使

用になるものとして非課税対象からはずそうとしたことがあり、谷中にある本宗の一寺院住職からの訴訟で、東京都が敗訴したという歴史もあった。

それこれを考えて見ると、ともすれば無関心になりがちな宗教法について、われわれはもっと関心を向け、それに関する政治的な動向についても注意を払っておく必要があることを痛感する。本宗の千葉県その他に見られる「檀権」すなわち檀徒の権利が強く、宗教法人（被包括法人の寺院）が代表役員である住職の存在を無視して運営されることなどは、宝教法人法や寺院規則の精神を字ぶることによってそれを正しい運営に切り替える面のあることも知る必要があるであろう。そこで、本稿では、法規の細部についての検討を行うのに必要と思われる宗教法の歴史の変遷を概観しておきたいと考える。

宗教団体法案の成立

敗戦前の一九三九年（昭和十四）二月八日、当時の平沼内閣は、貴族院特別委員会に宗教団体法案を提出したが、その時、平沼総理は提案の趣旨として、「我国におきましては、御承知であられる如く憲法によって、宗教即ち信教の自由は認められております。唯、安寧秩序を書し国民の義務に背反すべき場合はこれに制圧を加えなければなりません。もとより信教の自由は認められておるのであります。併しながらこの宗教をして真にその機能を發揮せしめますには、もとよりこれ保護監督を必要と致すのでございます。由来我国に行われております宗教、殊に神道各派、仏教各宗派等は我国において最も多数を占めておりますのであります。これに耶蘇教も加わり、又漸次他の新しい宗教も起ることもあろうと存するのであります。併しいずれの宗教に致しましても我国体觀念に融合しなければならぬということは、是は申すまでもないことでございます。我が皇道精神に反することはできないのみならず、宗教によって我が国体觀念、我が皇道精神を涵養するともいうことが日本に行わる宗教としては最も大事なことでありと考えるのであります。これはために一面においては宗教の向上発展を図るということが最も大事なことでありと考えるのであります。ついでにこれに国家と致しまして保護を加えることは是非やらねばならぬことである。是と同時に宗教の横道に走るということは、是は防止しなければならぬが、これがためには、これに対して監督を加えることが必要であろうと思ひます」（「宗教団体法案貴族院特別委員会議事速記録」と説明している。この発言こそ宗教団体法がネライとしたところをいかに示している。それでは、法の内容はどうかといえは、「以前寺院、祠宇、仏堂にとどまっていた所得税の免除を宗教団体全般に及ぼし、その他宗

教の用に供する境内地、構内地に対する地租の免除」などの保護規定を設けるとともに、殊更に神道は宗教圏外におき、国教として保護することにした。官幣社の費用は大蔵省から支出され、国幣社もすべて官費が支給され、神職は官吏待遇という特別保護がなされたことを思えば、保護という名目の内容は、神道中心であり、むしろ一般の宗教に関しては監督規定が目的であったとさえいえる。「宗教が横道に走らない」ためには、どうしても盛沢山の監督規定を必要とする。

宗教団体やその教師が行う宗教行為が、安寧秩序を妨げ、日本臣民たることの義務にそむく場合は、その宗教行為を制限し、または禁止することができた。(「団体法十六条」) しかもこれらの権限は、寺院、教会、教師に対するものは文部大臣から地方長官に委ねられている(「団体法十九条・規則五七条」)ほか、教派、宗派の管長、教団統理者、教会主管者、寺院住職などを改任することもできたのである。(「団体法十七条一項・十九条」) さらに監督の適正を期するため宗教団体の実情に精通しておく必要があるという理由から、各宗教団体より報告を求め、その実況を調査することができるともなっている。(「団体法十八条」) また、この報告、調査を拒否すると科料に処せられる(「団体法二十八条二項」)規定もある。なお、この宗教団体をより敷衍化した「文部省令」では宗教団体は次のような事項を詳細に報告しなければならない義務も負わされている。

- (1) 教典の新たな作成、または変更した時(文部省令一条)
- (2) 機関の職にある者に異動ある時(同二条)
- (3) 本山寺院、門跡寺院、由緒寺院の住職または本部教会主管者の異動を行った時(同二条二項)
- (4) 管長、教団統理者または(3)に掲げるものの選挙を行った時(同二条三号)
- (5) 住職、教会主管者、代務者、教師、僧侶につき懲戒または被免を行った時(同四号)
- (6) 令達、訓布、告発を発した時(同五号)
- (7) 予算及び決算を定めた時(同六号)
- (8) 議決機関及び諮問機関の会議があった時(同七号)
- (9) 議決機関の解散又は停止を命じた時(同八号)
- (10) 教師の検定試験を行った時(同九号)
- (11) 所属団体を設けた時(同十号)

(12) 教師を任命した時（同三条）

このように詳しい報告を求められた他に、毎年(イ)処務の概要、(ロ)内地、外地および外国における布教の状況、(ハ)教師数および進退数、(ニ)教師および僧侶の養成および教養施設の状況、(ホ)公益事業の状況、(ヘ)寺院および教会数、(ト)僧侶および教師その進退数、(チ)住職数、(リ)教会主管者数、(ス)檀徒数、教徒数などを報告しなければならないように定められている。(第四、五条)

こうして宗教団体への統制は、信仰内容にまでおよび、「信徒総代は宗教団体の指導者たちが地方の会衆を利用したり操ったりすることを防ぐ」ためにおかれ、全国的な包括団体に加入したくない地方団体は、知事の下で結社を作られることを許されたが、それは、実は地方警察の監督を受けることを意味していたし、「宗派や地方団体は、文部大臣や当該地方官吏の意のまゝに解散させられ」(GHQ『日本の宗教』)もしたわけである。このような宗教団体法と治安維持法のもとで、種々な宗教弾圧が発生した。日蓮聖人の遺文削除事件やマンダラ不敬事件も、その一端であった。

宗教団体法の廃止と法人令

しかし、暗国の日本も敗戦にあい、連合軍の占領下におかれることになった。その連合軍総司令部は、一九四五年（昭和二十）十月、「国家神道に対する政府保障、支援、保全監督及び弘布の廃止に関する覚書」すなわち「神道指令」を発し、神道の国教的性格が軍国主義、極端な国家主義の精神的根源であり、政教の分離こそ民主主義確立の必須の前提であるとして、国家神道のもっていたあらゆる国教的特権を剝奪するとともに、宗教団体法の廃止を命じた。

ところが時の政府は、「国体の護持」に懸命になっていた折から、「宗教団体法を廃止する」だけでは宗教団体の財産保全に遺憾な点が出るとの名目で、先の宗教団体法に規定された財産保全の方途を必要限度において残すこととし、一九四五年（昭和二十）十二月二十八日、新たに宗教法人令を公布することとした。しかし、国家神道は消滅し、法人令によって法人となるには、商法の会社と同様の手続きによってすればよく、規則を作り、設立の登記をすれば、宗教法人が成立するのであり、従来のように主務官庁の認可も必要でなく、監督も取締りも消失したので、一応政教分離の原則による信教の自由は確立された。では、ここで戦前の団体法と戦後の法人令の主要な相違点を考察して見よう。

まず第一に、「行政官庁の宗教団体の設立認可権、管長、教団統理者またはその代務者の就任に関する文部大臣の認可

権、その他の認可権が消滅した」ことをあげねばならない。したがって、宗教法人の設立は規則の作成と登記により成立することができるわけである。

以上のように設立認可権がなくなったほか、行政官庁は前に述べたような監督権も消失した。すなわち、

一、宗教行為に関する監督

二、宗教行為以外の一般業務に関する監督

三、報告懲取および実況の調査

などの消滅である。また法人令は団体法と違って法人設立の届出のみを命じているのみである。その事項は、

(1) 宗教法人が成立したときの届出

(2) 変更届

(3) 解散届および清算人就任届

である。

第二には、神社、寺院、教会財産登記簿の登記、並に強制解散権および解散のときの残余財産の処分等の権限が、行政官庁から裁判所へ移った。

第三には、団体法では宗教団体として認可を受けたものが、宗教結社として届出たものでなければ、団体的宗教行為は許されなかったが、法人令(後の法人法も)では、宗教法人以外の宗教団体でも宗教行為は許されることになっている。

第四には、宗教団体法の同法施行令第一条の「管長又は教団統理者は、教規、宗制又は教団規則の定むるところにより、任職、教会主管者、其の他の代務者及び教師の任免其の他の進退を行う」という条文を始め、宗門における管長の治教権、絶大な統治権を定めた規定が廃止され、被包括法人(個々の寺院)の権限が強められた。こうしたところから、次項の(6)とも関連して宗派を離脱し、独立して、いわゆる単立寺院となるものが数多く生れるという現象を生んだことも事実であり、その後における宗教法人法成立いらいもなお、宗派、宗団の上層幹部による独立(離脱)防止を願う気持などから条文の強化を求める動きが問題となるようになってきたこともまた否定できない。だが、この包括法人からの離脱を困難にするような法的処置がとられるとすれば、ともすると官僚的な教団統制の強化となり、宗教団体法の精神に近づく危険をともなうであろうことを、われわれは充分に念頭におかねばならない。これは今後ともすれば起りがちな大きな問題点で

もある。

ところで、団体法と法人令のその他の差異については大体次の通りである。

(1) 宗教団体法第八条に定めた総代を市町村長に届け出る件の廃止。
(2) 宗教団体法では、教師が宗教団体の代表者の資格要件であったが、法人令では、宗教法人の代表資格に教師たる制限を設けていない。したがって俗人のみによる宗教法人も可能となった。戦後における「神々のラッシュ・アワー」といわれた新宗教の発生、その法人化は、この点にも深くかかわっている。

(3) 管長、教団統理者、住職、教会主管者の名称を廃止して宗教法人の代表者の名称を同一に主管者とした。

(4) 神社が一宗教法人となり、仏教の寺院、キリスト教の教会と同格のものとなった。

(5) 従前は神社、寺院は必ず法人でなければならなかったが、非法人の寺院も認められることになった。ただし、この場合は非課税の対象とはならない。

(6) 宗派に所属しない寺院も認められた。

(7) 「任職又は教会主管者前項の規定に依る処分に従わざるときは、地方長官は当該境内地又は構内地・又は境内建物構内建物其の他の工作物の使用を制限し、若し禁止又は除却を命ずることを得」など境内地および境内建物の定義および管理に関する規定の削除。(「団体法施行規則第二十四条」の消滅)

以上のように宗教団体法の多く条文が消えた内容のわずか十八条の宗教法人令が施行され、「信教の自由」が保障された。

ところで、このような宗教法人令施行後の一九四九年(昭和二十四)に、霊友会の脱税、麻薬・金塊事件が起り、翌年には皇道治教、神道大和教、成田山大社教などの検挙があいつぎ、宗教法人の名による脱税問題が世間を騒がし始めた。この社会情勢、とくに宗教法人の不仕末事件は、「淫祠邪教の取締り」を口実に、宗教法人令の不備に責任ありとし、それを改定する風潮を高めた。そこで法人令制定後満五年と三ヶ月の一九五一年(昭和二十六)四月三日、政府は宗教法人法を成立せしめることになった。その時の国会での質疑の一部が、本稿の「まえがき」で紹介した内容をもって、この歴史を省みると、今日、創価学会による土地買占めなどの宗教法人としての地位利用的傾向が週刊誌などで騒がれている事実などは、大いに考えさせられるところといわねばならない。額面は問題にならないが本宗における小湊誕生寺の事

件などもその一つである。

宗教法人法の制定とその後

さて、その宗教法人法制定の基本的理由とされたものは、まず第一に、「法人令が十八条の小規定では、宗教団体の法的地位なり、法的活動がまかないきれず、戦後の日本の宗教界の実状にそぐわない」ということであり、次のような具体的理由づけがなされている。

- (1) 届出制の濫用、行き過ぎ。(非宗教団体または個人が宗教法人として届出をし、その陰で脱税行為や風紀を乱す行為が平然と行われたことや、新宗教の乱立などがそれを意味する)。
- (2) 収益事業と法人業務の関係の規定がない。
- (3) 離脱問題に関する規定が不明確である。
- (4) 総代制の民主化と責任制が欠除している。
- (5) 保全さるべき財産の対象、範囲が不明確なこと。
- (6) 規則の記載事項が不十分なこと。
- (7) 包括団体とその所属する宗教団体との相互関係が法的に不明確であること。
- (8) 合併ができることの根拠がないこと。

などであり、さらに本質的に「財産の保全」のための業務監督と「信教の自由」の保障との法的活動の限界点が不明瞭であり、法人成立の法律的裏付けがなく、単に命令、指令のみにもとずいている点などがあげられている。そのように不備な点を取りあげて文部省では一九四九年(昭和二十四)秋頃から法人令改正案をねり、翌年一月に成案ができて、同年の国会に提出を意図したが、なお充分な検討と宗教団体の要望を聞き入れるということから、次期国会まで延期となった。そこで検討が重ねられ、一九五一年(昭和二十六)二月十七日に正式に国会へ提出、同日附で衆議院および参議院の文部委員会に附託され、衆議院文部委員会では七回にわたる質疑と、三月十九日の同委員会の公聴会を経て、三月三十日参議院本会議を通過、両院とも政府原案通り無修正で可決されるにいった。

この公聴会に出席の機会があった筆者ではあったが、当時は法案についてその条々の是非を分析するだけの能力が充分

でなかったことからその機会を逃がした。ことほど左様に宗教法についての仏教界の関心度は低かったのである。

ただ、この法人令の改定により、行政官庁の監督権限（とくに収益事業などに関して）が強まるであろうことや、処罰規定の強化などについては一抹の懸念がなかったわけではない。

それではここで宗教法令と法人法とを比較し、その相異を論じて見よう。

第一は、宗教団体法では「任職又は教会主管者は寺院又は教会を主管し、これを代表す」（「団体法七条」）というように代表者の権限について規定し、代表者に宗教行為面および財産など俗的部面にわたる主管権、代表権を与えたが、宗教法では「代表役員は、宗教法人を代表し、その事務を総理する」（「第十八条・三」）とあるように俗的な法人事務の部面に重点をおく規定となり、宗教行為面についてはふれていない。

これは、宗教法令の「主管者は宗教法人を主管し、これを代表す」とあることをより明確化したものといえることができる。

そのことは、法人法第一条の「この法律は、宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を与えることを目的とする」という規定に基づいているからである。ここには国家が宗教信仰そのものには介入しないという政教分離の原則が生かされている。法人法第十八条第六項に「代表役員及び責任役員、宗教法人の事務に関する権限は、当該役員が宗教上の機能に対するいかなる支配権、その他の権限も含むものではない。」とあるのもそれである。ところが、法人令では宗教法人の設立が届出制であったのに、法人法では「認証主義」が採用され、宗教法人の設立、規則変更、合併および解散に対して認証制が採用され、行政官庁の権限が宗教法人について法人令の時よりも強められている。団体法では「認可」、法人令では「届出」、法人法では「認証」という形で団体法に近くなっている。ただし、団体法と法人法との違うところは、認証が受けられない場合は、再審査請求権および訴願権ならびに民事訴訟提起の権限が与えられていることである。次に法人令に比して「規制権」の強化がある。すなわち所轄庁は、次のような規制処置の行使が可能になっている。

- (1) 収益事業の停止命令（法人法十九条）
- (2) 認証の取消（法人法八十条）
- (3) 解散命令（八十一条）

この解散命令について、法人法では、法人令に比してつぎのように具体的に拡張され記述されている。

イ、宗教法人法第二条に規定する宗教団体の目的（教義をひろめ、儀式行事をおこない、および信者を教化育成することを主たる目的とする）を著るしく逸脱した行為をしたとき、または一年以上にわたってその目的のための行為をしないうとき

ロ、設立または合併の認証交付の日から一年を経過している場合において、当該宗教法人が宗教団体でないことが判明したときは、解散を命ずることがある（八十一条二項五号）

また、寺院その他被包括団体である場合にも、礼拝施設が滅失し、やむをえない事由がないのにその滅失後二年以上にわたって施設を備ない場合は解散を命ぜられる（従前は五年）ことになっている。このほか、一年以上、代表役員または代務者を欠く場合も、解散させられることになっている。（従前は三年）この解散命令権の拡大傾向については、今後充分な注視を怠ると、宗教団体に逆もどりしないとは限らないという危険性ははらんでいる。ただし、そのためにも、宗教法人の代表役員自身が、非包括であろうと、包括であろうと充分に自己規制し、檀信徒との信頼関係を保っていくことを忘れてはなるまい。要するに法改定への口実をわれわれ自身が与えないような法人運営が大切だということである。

次に問題と思われるのは「罰則の拡張」である。所轄庁に対する届出公告その他の違反に対しても一万円以下の科料に処せられるし、その適用範囲は、宗教団体法および宗教法人令に比して著しく拡張されていることがそれである。

また、次のように、民主的な法人運営に関する規定も生まれた。すなわち「命令委任の廃止」（宗教団体法や宗教法人令のように命令に委任せず、すべてを法律で規定する）「宗教団体の定義の設定」（「宗教」の定義ではなく、「宗教団体」の定義であることを混動してはならない）「公告制の採用」（規則の制定、変更、解散、財産の処分等につき）「三人以上の責任役員、代表役員制の採用」（これにより、意思決定機関と執行機関が分化し、宗教法人の事務に関する意思の決定を一人に委せず、多数の意思を基として定める）ことなどがそれといえる。

その他に「認定の許否について期限が定められた」（十四条四項、十五条五・六項）こと、「合併制度の復活」（五条）「境内地および境内建物の定義の復活およびこれが管理についての規定」（三条、二十三条）「総代制度（法的な筆考）の廃止」「脱退に関し、不利益処分をすることの禁止」（宗教団体はその包括する宗教法人と当該宗教団体との被包括関係の廃止を防ぐことを目的として、又はこれを企てたことを理由として——包括関係の廃止を包括団体に——通知する前に、

又はその通知後二年間は、当該宗教法人の代表役員、責任役員その他の役員又は規則で定めるその他の機関の地位にある者を解任し、これらの者の権限に制限を加え、その他これらの者に対して不利益の取扱いをしてはならない。この規定に違反した行為は無効とする。それに「収益事業の規定の新設」(六条二項)がある。この条文が、本稿の「まえがき」にもっとも関連する項目であるが、その内容は「宗教法人は、その目的に反しない限り、公益事業以外の事業を行うことができる。この場合において収益を生じたときは、これを当該宗教法人・当該宗教法人を包括する宗教団体又は当該宗教法人が援助する宗教法人若しくは公益事業のために使用しなければならない」となっている。この条文と課税との関係にさまざまな問題が含まれてくるのであり、そこから戸田師のような意見も生じてくるわけである。とくに法人令にはなく法人法で新たに規定されたものに「宗教法人審議会設置」がある。この点については多くの問題を含んでいるので、別の機会に改めて論及することにしたと考える。以上の諸点を概観して感ぜられることは、法人令の十八条に比較して、十章八十八条に及ぶ現行法は、信教の自由を基礎に、政教分離の民主制度が合理的に規定されているが、その反面に行政官庁の監督権が拡大され、備付帳簿等を通じての干渉がましい運用が見られる傾向を生んだといえることができる。ところでこのうち「三人以上の責任役員」うんぬんや「収益事業の規定の新設」などに関連して、三年ほど前から、「寺院規則」などの「宗教法人規則」について、「現行の法人規則のほとんどは宗教法人法が施行されたときに、国が流したヒナ型で急ごしらえのものだ。一年六カ月の間に手続きを完了しなければならなかったために、各宗派ともただ寺院名を書き込めば済むような画一的なものになった。それでも法人をとりまく状況が不変ならば問題はなかったのだが、今日では当時予想もしなかった事態も起こりつつある。とくに法人の収益事業、寺有財産の処分、大霊園の経営などから、人事をめぐる紛争が統発している。(これは真宗大谷派の土地問題などを指していると思われる――筆者)その原因を考えると、第一に責任役員の職務権限がはっきり示されていないこと、第二には役員(代表役員から総代、世話人)の解任規程がないこと」などが問題であるというような発言がされるようになった。(昭和五十年に文化庁主催で開かれた主務官庁事務官会議での山下博宗務課長補佐の発言)また、宗教法人の非課税問題に関連して、国税庁長官が、(1)責任役員は六名以上で、しかもそのなかで親族や同族の人が二名以下であることを規定しなければならない。(2)財産処分や予算、規則変更、合併、解散等の重要事項の決定については責任役員会だけでなく、役員数の倍以上、つまり十三人以上の同意機関を設けて、その諮問を経た上で決議する旨を明文化する。(3)経理監査制度をおき、監事二名をおく。(4)法人が解散した場合の残

余財産は国または地方公共団体もしくは他の公益法人に帰属するという定めを設ける、などの必要性を強調するなど、法人事務、運営についていちだんと複雑化し、所轄官庁の監督権を拡大しようという動きが活発化してきている。確かに、子々相続になっている真宗系の寺院などに多く見られるように、責任役人を親族や同族で占めるといふ傾向は好ましいことではなく、寺院の私物化（寺有財産の私物化など）に通ずる危険が極めて大きいことは否定すべくもない。だからといって、責任役員を六名以上（法人法では三名以上）にするなどというのは、大寺院は別としても、一般寺院では、かえって寺院運営の円滑さを失わしめることになりかねないといふことができる。

それこれの動向をふまえ、日頃から宗務行政について意見交換をしていた大阪、京都、兵庫、愛知などの担当官が、「四府県連絡会議」なるものを発足させ、現行宗教法人規則の再検討をなし、一昨年の秋そのヒナ型なるものを作成したと報ぜられている。その条文についてくわしく紹介し批判する余裕はないが、その第十九条に「この法人に〇〇総代〇人を置き、〇〇総代会を組織する。2、〇〇総代は、〇〇で衆望のある者のうちからA地区別にVに責任役員会において、責任役員の定数の過半数以上の議決を得て、代表役員が選任する」などという条項にいたっては、一般寺院の実情を無視した空論であり、まさに官僚の作文という意外にいいようがない。

こうした作業が、われわれの知らないうちに進められ、いわゆるなしくずしの宗教法人法の改悪が進む傾向にある点は、くれぐれも注意しておかねばならない。

もう一面見逃しえないことは、このような動きと符節を合わせたごとく、一昨年十一月に結成された衆、参両院議員有志による「宗教政治研究会」（玉置和郎会長）の動向である。とくにこの「宗教政治研究会」なるものは、生長の家を基盤として国会に議席を得ている玉置氏らを中心として結成されたものであること、またこの会は自民党のタカ派議員と目される人物が指導性を発揮していることに一般ジャーナリズムからも批判的見解が出されているいわくつきのものである。では、その会でどのような動きがあるかといえば、昨年十一月に開かれた設立一周年記念総会で、過去一年間の活動をふまえ、第二年度の研究課題を発表し、研究テーマごとにプロジェクト・チームを作ることが決められ、その研究テーマに、次のような内容が盛り込まれている。

- 一、宗教法人の管理運営、①意志決定（責任役員・代表役員）と公告、②包括・被包括関係の問題点、③宗教活動とその他の事業、④認証制度の意義、⑤紛争とその処理

二、宗教法人の税制、①宗教法人の会計、②免税対象となる宗教活動の範囲、③境内地等の認定、④区分経理、⑤免税代替の費用負担。

三、諸外国の宗教政策、①宗教団体の法人格、②国による宗教家への給与支給、③国による宗教的建造物への公費支出、④公職と宗教の関係、⑤宗教団体に対する免税等の措置

それに「四、戦没者の慰霊」が加えられているが、これらを通観すれば、まさに宗教法人法、宗教規則の洗い直しとさえいえる広汎多岐にわたる内容である。研究とはいいなながら国会議員の集りだけにこうした動きが、宗教法人法のなしくずしの改悪につながらないという保証は全くないといえる。もつともこのテーマのなかで、当面一番力がそそがれそうなのは、玉置議員の指導性発揮による「四、戦没者の慰霊」（いうまでもなく靖国神社の国家護持についての理論づけなど）にあることは想像に難くないが、いかに宗教団体と関係ある議員の集りとはいえ、選挙のたびに一人でそちこちの教団に所属するというような信仰歴の議員たちが多い現状では、宗教活動の重要性を真に認識した研究態度が貫かれるかどうか疑問だといわねばならない。

とくに「一、宗教法人の管理運営」や「二、宗教法人の税制」などについては、宗教法人法がしだいに宗教団体法へと逆コースをたどらされることを十分に警戒し、その研究の内容については迅速に把握し、批判すべき点は手厳しく批判をするという態度を、われわれはくずしてはならないと考える。したがって、ここ暫らくは御手並拝見ということでもあらうか。